

関係各位



2017年4月1日  
エネルギー需要開発協同組合

## 共済事業の開始について

当組合では、組合員の皆様に向けた共済事業を2016年11月よりスタートしました。当組合では、「オーナーに役立つ共済」(営業継続費用共済)と「生活に役立つ共済」(傷害共済)の2つの商品があります。

どちらも最大の特徴は、「継続して1ヶ月以上入院した場合に、ガス・電気料金を免除する」というもので、中小企業等協同組合法を根拠法とした共済事業では我が国初の制度となります。

### ○商品概要

名 称：オーナーさんに役立つ共済（営業継続費用共済）

掛け金：1,980円/1口

特 徴：オーナー以外のキーマンの方が一にも備えた保障

業種にかかわらず掛金は一律

保障額上限200万円に対し、1口月額掛金1,980円とお手頃

(10口まで加入可能)

名 称：生活に役立つ共済（傷害共済）

掛け金：2,900円

特 徴：死亡時より高度後遺障害のリスクを重視し高額保障

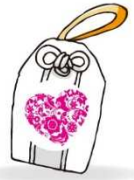
(最高4,000万円)

ガス・電気の使用によるやけどを追加で保障

70歳まで保障、年齢性別による掛金の値上がり無し



# はーとふるなお守り オーナーさんに役立つ共済



万が一の場合：

(法人様向け)

1) ガス料金・電気料金が

200万円 (最長6か月間)

免除

2) 営業損失補償が

2万円(日額)・100万円 (最長3か月間)

支給

3) 食中毒や感染症による損害賠償請求の共済金が

200万円

支給

(注)上記1)～3)に記載された共済金額は、全て支給上限金額です。

万が一の場合とは：

## 1) ガス料金・電気料金支払い免除

加入法人の代表者が交通事故・その他の事故による”死亡”または”長期入院(継続して1ヶ月以上)”した場合、ガス料金・電気料金を免除。

## 2) 営業損失補償

加入者の事業施設が；

- ① 火災
- ② 破裂・爆発
- ③ 落雷
- ④ 風災・雹災・雪災
- ⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊・建物内部での車両または積載物の衝突・接触
- ⑥ 給排水設備の事故による水濡れ
- ⑦ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力行為や破壊行為

⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損

⑨ 水災

⑩ 従業員による犯罪行為

⑪ 第三者による犯罪行為

⑫ 食中毒や感染症

上記①～⑫が原因で営業が休止または阻害された場合の損失に対して、復旧までの期間の営業損失分を支給します。(損失認定額の90%)

## 3) 損害賠償責任請求補償

食中毒や感染症に対して損害賠償を請求された場合、共済金を支給します。

月額共済掛金

1,980円

共済掛金は、経費計上できます

(注)上記1)～3)共済契約には免責事項があります。詳細は、「営業継続費用共済約款」を参照してください。

中小企業等協同組合法に基づく中小企業庁認可の共済です。



エネルギー需要開発協同組合

関産認協第2414号



# はーとふるなお守り

# 生活に役立つ共済



## 万が一の場合、ガス料金及び電気料金が4年間(100万円)まで免除

万が一の場合とは：

### 交通事故・その他の事故による “長期入院継続して1カ月以上”

■ お申し込みいただける年齢は、責任開始日時時点で、

**満18歳以上 満70歳未満の方**

- 共済期間は、下記責任開始日から1年です。
- 責任開始日とは、初年度契約における保証を開始する日のことをいいます。契約申込を当法人が各月20日までに承諾し、翌月27日の第1回の共済掛金の振替ができた場合、第1回共済掛金振替日の属する月の翌月10日が責任開始日となります。
- 翌年以降、責任開始日と同日を更新日として、毎年更新されます。
- 共済期間満了日は、責任開始日から、被共済者の年齢が満70歳を超えてはじめて迎える更新日の前日です。

■ 月額共済掛金は、年齢・性別にかかわらず

**一律2,900円 (途中値上がりなし)**

- 当月20日までに契約申し込みが承認された場合、第1回共済掛金(2ヶ月分)の振替日は翌月27日、第2回以降の振替日はその後各月27日となります。
- ガス料金及び電気料金の免除期間は、最長48カ月です。
- ガス料金及び電気料金の免除 金額上限は、100万円です。

詳細は“傷害共済”約款に記載

### その他共済内容

#### はーとふるなお守り ~生活に役立つ共済~

死亡	交通事故による傷害	2,000万円
	不慮の事故による傷害	1,000万円
後遺障害	交通事故による傷害	最高 4,000万円
	不慮の事故による傷害	最高 2,000万円
入院	交通事故による傷害	初日から補償 日額 5,000円
	不慮の事故による傷害	初日から補償 日額 2,000円
	病気	5日以上入院の場合初日から補償 日額 1,500円
手術	1回の手術につき、交通事故による傷害入院日額の	×10倍・20倍・40倍
	1回の手術につき、不慮の事故による傷害入院日額の	×10倍・20倍・40倍
ポヤやけど	ガス・電気使用による、ポヤやけど	100万円

本共済は、中小企業等協同組合法に基く関東経済産業局認可共済(20161011 関東第27号)です



エネルギー需要開発協同組合

関産認協第2414号